第十条第三号、第十一条第四号及び第四十六条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第六十二条第三項第八号中「法律によって組織された共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改める。

（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十一条　独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（推進機構の役職員であった組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しとして「（推進機構の役職員であった被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「推進機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（推進機構の役員又は職員であった者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となった者（研究機構の役員又は職員となった者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（推進機構の役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員である期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であった期間（研究機構又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）」に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「、組合員期間」を「、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十二条　独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（開発センターの役職員であった組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しとして「（開発センターの役職員であった被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「開発センターの役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（開発センターの事業所又は事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（開発センターの役員又は職員であった者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となった者（センターの役員又は職員となった者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（センターの役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員である期間（センターの役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（センターの役員又は職員であった期間（研究機構又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）」に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「、組合員期間」を「、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（放送大学学園法の一部改正）

第百四十三条　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（私立学校教職員共済法の特例）

第十一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第二項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第百四十四条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十二号中「年金たる給付」の下に「（厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあっては、政府が支給するものに限る。）」を加える。

附則第五条の二第三項中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第百四十五条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「うち厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（調整規定）

第百四十六条　この法律の施行の日が外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の施行の日前である場合には、同法附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第七条第二項の改正規定中「附則第七条第一項」とあるのは、「附則第七条第一項」とする。